

3. 負担限度額の認定申請

- 居住費・食費の負担軽減を受けるためには、「**介護保険負担限度額認定証**」が必要です。
- 市役所（本庁・各支所）へ申請書を提出してください。
- 認定後交付された「**認定証**」は、利用する施設へ提示してください。
- 負担限度額認定を受けるには、要介護認定を受けていることが必要です。
認定の有効期限が切れている場合は、減額が受けられません。
- 負担限度額認定申請を出していただいた場合、その適用は申請のあった日の属する月の初日からとなります。
- 負担限度額認定を継続して受けるには毎年（7月末までに）更新の申請が必要です。

4. 提出書類

- 介護保険負担限度額認定申請書
- 同意書
- 添付書類
 - 預貯金（普通・定期）の通帳のコピー【必ず記帳してからコピーをとってください。】
 - ※（1）銀行名・口座番号・名義人等が記載してあるページ
 - ※（2）提出日からさかのぼって2か月分の記載ページ
 - ◎（1）と（2）の両方が必要です。
 - ※（3）本人及び配偶者名義の全ての通帳について、残高の多少にかかわらず、コピーが必要です。
 - 有価証券の価格評価を確認できるもの。
 - 負債が確認できるもの
 - 配偶者が本年1月1日現在に阿波市外に住民登録がある場合は、非課税証明書

5. お問い合わせ

阿波市介護保険課

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

電話番号 0883-36-6814